事 務 連 絡

令和２年（２０２０年）７月６日

　関係市町村農政担当部（課）長

　熊本県多面的機能支払推進協議会事務局長　　　様

熊本県農林水産部農村振興局むらづくり課長

　　　豪雨による被災地域における多面的機能支払交付金の取扱いに

ついて（通知）

　このことについて、下記のとおりお知らせします。

記

１．農地維持活動における異常気象後の応急措置について

豪雨災害時等には河川からの流水等により、土砂や流木等が水路や農道のみならず農用地（畦畔、排水口、法面等）に堆積し、農用地の利用・保全に支障が生じる場合が見受けられます。農地維持活動における異常気象後の応急措置では、農用地に障害が生じるような状況である場合、必要な応急措置を行うとされており、農用地に堆積した土砂や流木等の撤去についても、活動組織の共同活動の対象となるため、活用ください。

２．甚大な自然被災地域における特例措置について

　甚大な自然災害が発生した際には、応急措置に加えて、農地周りの施設の小規模な被災箇所の補修や更新等に、本交付金を重点的に活用することが可能です。

ただし、それにより事業計画に定めた農地維持支払、資源向上支払（共同）及び資源向上支払（長寿命化）の各種活動が困難な場合には、本特例措置を適用する必要があります。

※施設の補修・更新等に当たり、原則として、災害復旧事業や小規模災害復旧事業の対象となる被災箇所は対象としません。

※市町村長が県知事と協議のうえ、農政局長の承認を受ける必要があります。

　①対象組織の活動要件等の特例についての協議

　　市町村長→知事→農政局長

　②承認

　　農政局長→知事→市町村長

３．注意点

　活動記録について、緊急の対応となりますが適正に処理を行ってください。

（参考）

〇県が定める要綱基本方針の別紙１「地域活動指針及び同指針に基づく要件」に、異常気象時の対応の記載あり。

オ 共通

16 異常気象時の対応

□異常気象後の見回り

・ 洪水、台風、地震、豪雪等の異常気象等が収まった後に、十分に安全を確認した上で、農用地（畦畔、排水口、法面等）、水路、地上部のパイプライン附帯施設（ポンプ場、調整施設等）、農道、ため池及び附帯施設の見回りを行い、状況を把握すること。

□異常気象後の応急措置

・ 異常気象後の見回りの結果、農用地に障害が生じるような状況である場合、又は水路、農道及びため池に土砂や雑木等がみられたり、施設機能に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行うこと。

〇【Q&A】に特例措置に関する記載あり。（別添）

ご不明な点等ありましたら、下記担当までお尋ねください。

むらづくり課　農村環境・棚田振興班

担当：中村、植田、足達

電話：096－333－241５